平成２２年（フ）第３８５６号
大阪府大東市明美の里町21番18号　フラッツ明美の里Ⅱ202号
破産者　石原伊三男
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１０号
大阪府河内長野市木戸東町５番23―306号
破産者　大村由紀江
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２７号
大阪市生野区新今里２丁目13番４号
破産者　東原　彊一
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１３号
大阪市北区同心２丁目15番９号　シティコートブラン502号室
破産者　植草　裕樹
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６２号
大阪府豊中市刀根山４丁目７番13号
破産者　結城　成治
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目11番３―209号
破産者　吉田　健二
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７９号
大阪市西区西本町３丁目１番50―501号
破産者　神田こと　姜　　英行
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８３号
大阪府大東市寺川１丁目12―801、前住所大阪府守口市金田町２丁目55番３―501号
破産者　平成工業こと　佐野　重義
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２０号
大阪市西淀川区野里２丁目10番38号
破産者　岡添　典男
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３９号
大阪市北区中崎西１－６－１サクラビル219号、住民票上の住所大阪市中央区北久宝寺町３丁目５番２号飾ビル３Ｆ
破産者　田中　弘尚
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６０号
大阪府東大阪市荒川１丁目８番７号　ルミエール山中601号
破産者　久田　隆征
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０６号
神戸市灘区城内通４丁目２番31号栄ビル211号
破産者　小林　　実
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１６号
神戸市垂水区中道４丁目１番21号
破産者　貴英美装こと　貴答　英樹
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７号
兵庫県伊丹市荒牧南３丁目16番18号あけみ荘
破産者　嶋津　直子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県尼崎市食満７丁目18番27号
破産者　金山茂敬こと　金　　茂敬
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県芦屋市潮見町22番14号
破産者　三上　義勝
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０１号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町23番６―103号、前住所兵庫県芦屋市大原町27番10―101号
破産者　岩井　清美
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０２号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町23番６―103号、前住所兵庫県芦屋市大原町27番10―101号
破産者　岩井　　洋
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２４号
兵庫県揖保郡太子町東出217番地４、開始決定時の住所兵庫県赤穂市加里屋中州４丁目７番地
破産者　恒次　和明
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部